

Title	文献紹介 : Sowjetunion und Völkerrecht, von Dr. Karl Manuzen
Sub Title	
Author	前原(Maehara)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.1 (1933. 3) ,p.209- 216
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	季報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330310-0209

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

季報

文獻紹介

Sowjetunion und Völkerrecht, von
Dr. Karl Manuzen, 1932.

キール大學の Institut für Internationales Recht から、第十九のヘフトとして出版せられたものであつて、ソヴェトウニオンが、従來の國際法上の原則たる、即ち國內政治組織の變更は國家の人格には何等影響なきが故に、國家の有する條約上の權利義務並びに契約上の權利義務は、新組織の國家が當然に、これを履行すべきものであるとのことに反對してゐることは周知の事實であるが、ソヴェトウニオンのかゝる見地より來るべき種々の問題、殊に、債務の承認問題に關して、ロシアの主張する承認反對の理由、及び外國に於ける共產主義のプロパガンダ問題、貿易獨占

文獻紹介

の問題等に關し、ロシアの主張するところを國際的見地より批判することが本書の目的である。

第一章 前政府の債務並びに生産手段の國有化に對するソヴェトウニオンの義務 (Die Verpflichtung der Sowjetunion aus den Schulden früherer Regierungen und der Nationalisierung der Produktionsmittel)

一、國際法も亦、他の總ての法と同じく社會的、經濟的發展によつて條件づけられる。この社會的・經濟的發展・飛躍の顯著なるもの、蓋しソヴェトウニオンの如きはあるまい。この國內的な社會的・經濟的事情の激變が、國際團體内に行はれる國際法的原则を否認し得るの根據をなすに充分であるか否かは、暫らく措き、全ロシア中央施行委員會 (allrussische Zentrale Exekutivkomitee) は、一一九

八年一月二十一日の命令を以て、「ロシアの地主及びブルジョア」の政府の負擔した總ての内債及び外債を、無條件に、且例外なく「無効とすべきことを宣言した。其他、一九二〇年十一月二十九日の「企業の國有化に關する最高國民評議會」の命令及び一九一七年十二月十四日の「銀行の國有化に關する命令」、一八年一月二十六日の商船の國有化に關する命令」等によつて、個人又は會社の所有にかゝる企業にして、五人以上の労働者を使用する機械企業及び、機械を使用せざるも十人以上の労働者を使用するもの、總ての私的な株式組織の銀行及び銀行營業所、總ての株式會社商店、個人經營に屬する貨物及び旅客の運送に従事する大汽船會社等を國有化し、そして、これ等總ての企業の有する全財産を國家に移轉し、總ての土地はこれを國有とし、これ等の諸法令によつて國有とせられた爲に被る個人及び團體の損害に對しては一切賠償せざることとし、これはロシア人に對すると外國人に對するその取扱ひは全然同様で何等區別は設けられな。

ソヴェットのこの處置に對し、主なる代表國は、即ち六個の同盟國と十三の中立國は、駐露米國大使を通じて、國債の無効及び財産の沒收に關する總ての法令は、それ等が自國の人民の利益に關する限り、存在せざるものと看做すことを通告した。其他の諸國も、ソヴェットのこの行動に關し、各々自國に利害關係を有する限り、かゝる暴舉を否認するの態度に出たのは當然である。

二、國家主權の原則によれば、一國の政體が變更されて新政體が産れた場合に於ては、國家人格そのものに關する問題は起り得る餘地はない、従つて、國家の負擔した債務に關しては、これを新組織の下に發生した政府が支拂ふべきや否やの問題の起り得る餘地すらないわけである。たゞこの場合には、負債國が財政的に破産に頻した場合、即ち經濟的に、事實上支拂能力が缺けてゐる場合のみが問題となり得るのである。この點に關するソヴェット政府の見解は次の如きものである。

一九二二年の五月十一日に同盟國の作成したゼノア覺書

に對する回答中に於て、ゼノア會談に於けるソヴェット代表は、ソヴェット政府は、革命によつて排除せられた國權により負擔せられた負債は、これを繼承し得ない意味を説明してゐる。ロシヤ代表は、過去を暴力によつて破壊するところの、革命に關する法の原則は、國家の事件に新しき法律上の關係を伴ふものなることを想起するの必要あることを感ずる。革命より發生した政府並びに組織は、没落した政府の義務を尊重することを強制せられることはない。ソヴェットのかゝる主張の固有的な理論的根據をなしてゐるところのものは、次の如き見地からである。即ち、革命や改造にも拘らず、債務が存続するとの原則は、資本主義的な法律觀及び國家觀によるものであつて、國家は統一的な法人格を構成するものであり、又全國民の具體化せられたものであるとの擬制、並びに、各政府は、常に總ての國民を代表するとの擬制に基くものである。ソヴェットの主義によれば、かゝる見解は、事實と非常に相反する擬制である。國家は「階級對立よりする不融和の所産及び發現であ

つて、對蹠的な階級と調和し得ないところの一定の階級の支配機關(Herrschaftsorgan)であり、一(階級が他の諸階級を抑へつける機關(ein Organ der Unterdrückung))であつて、各國家的團結は、其時代に適合する形式によつて、一階級が他の階級に對する組織的支配を表現するに過ぎない。それでソヴェット政府は、勞働者及び農民の政府であり、勞働階級の階級的支配機關であり、ツァーの政府及び前政府、即ち、大地主及びブルジョアの政府の後繼者ではなくして、從來大地主及びブルジョアによつて支配され、抑壓せられた勞働階級の有する政府である外國よりの負債は、むしろ「支配階級が、彼等が思想的及び物質的に二國或は多數國が連帶する一手段であり、彼等が國際的に存立せんとする一方法に過ぎない。帝政時代の負債は、萬國ブルジョアが、萬國プロレタリアの一部分としてのロシアのプロレタリアに對する争闘の爲に與へたものであつて、其負債額の四〇プロセントは、陸海軍、警察、裁判所、刑務所、宗教的施設(Gestaltarbeit)に使用し、つまり、支配階

級が内外の敵に對する抑壓の具 (Unterdrückungssaparat) に用立てたものである。かくの如くに、ツアリーの政府が、かくる目的に使用した負債、即ち労働者の利益の爲に使用したものでなくして、プロレタリアトに對する鬭争に使用した負債を、かくる苦難の中より現在支配的地位を獲得したプロレタリアトが、この負債を繼承して支拂ふべき謂れはなす。

右に述べた理由が、ソヴェット聯合の國債支拂ひ拒絶に對する、主なる、要約せられた理由である。つまり、政府を以て、全國民を代表する國家機關と觀ずして、單に支配階級をのみ代表する機關とすることを主なる根據とする。このソヴェットの理論が、現在の國際法上の一般的原则と相容れないことは請ふまでもないことであるが、これに對する著書の見解は、一般の法律上の原則は、法規を以てその效力を奪ひ得ないと結んでゐる。

三、その他、この章に於ては、個々の國家とソヴェット聯合との間に於ける負債に關する規律、ソヴェット共和國

の東洋諸國に對して前皇帝の有する債權の拋棄、なほ又、ソヴェット共和國と他國との通商條約に於て、所有權保護條項 (Eigentumschutzklausel) の挿入等に關して論じてゐる。

第二章 外國に於ける革命の宣傳 (Die revolutionäre Auslandspropaganda)

一九一七年十日の革命が成功して以來、ボルセビキの政府は、當時確立せられてゐた總ての國家秩序を完全に破壊して、前法律秩序の下に於ける、あらゆる法規の效力を破壊せんとした。然し、その當時に於ては、ロシアの運動はロシア一國に極限されてゐたのである。ソヴェットは、國內に於ける革命の目的の達成と共に、自己の革命運動を外國にまで及ぼさんとするに至つた。それは、プロレタリア革命の窮極の目的とするところが、世界の労働階級の團結、これによつてのみ、世界資本主義及び階級國家に對する革命的鬭争に立ち得るとするのである。この様な思想の下に、あらゆる機會と、方法を講じて、ソヴェットは、外國に於

て革命思想の傳播に努め、また現在にても努めつゝある。ソヴェット聯合のかゝる運動を防止せんが爲に、諸國はソヴェット聯合との間に條約を締結し、自國に於ける革命思想のプロバカンダより保護せんとした。その例を挙げれば一九二二年三月十八日、ポーランドとの平和條約に於て、日本とは、二五年一月二十日、支那とは、二四年五月三十一日、ベルシヤとは、二七年十月一日、トルコとは、二二年三月十六日等である。かゝるソヴェットの外國に於ける革命思想の宣傳は、國際法上如何に判斷せらるべきものであるか？

國際法秩序の基本的な一前提をなすところのものとして各國は他國の領土高權、即ち各國は自國の領土上に於ける國家の排他性を尊重し、他國の領域に對する固有の國權に對する侵害は排除せらるべきものなることの義務を負擔する。ソヴェット聯合も亦、國際團體に屬する一國であつて一般の國際法規は、この國に對しても效力を有しなければならぬ。果して然らば、ソヴェット聯合國の行爲として

他國の政體の變革を目的として、他國內に於て、かゝる政體變革の運動をなすが如き行爲を爲したとるときは、他國の所謂獨立權を侵害するものであつて、かゝる行爲に對しては、ソヴェット聯合は、その責任を負擔しなければならぬ。例へ個人が實際の場合に於て、外國に潛入して、ソヴェットの命を受けて、革命思想の傳播をなす場合に於ても、國家の命を受けたる以上、その國家が責任を負擔すべきは當然である。従つて、當然に國際法上禁止せらるべきかゝる行爲を、ソヴェット聯合との條約によつて、禁止するが如きは、實際上に於ては全く無意味のことゝ謂はねばならない。

かゝる法理的解釋の結論に對して、ソヴェット聯合が不注意であるべき筈はない。かゝる法律上の非難を避けるべき手段として、表面上はソヴェット政府と無關係の如き形式の下に立つ、萬國共產主義者同盟 (Kommunistische Internationale) が實際の喧傳に當り、以て政府の責任を回避する的手段としてゐるのであるが、各國は、任意に自己の欲

する政體を選擇し、自己の欲するが如き統治をなし得るは一般に認めらるゝ國際法上の原則であつて、又自國に滞在する外國人にして、その滞在が自國に悪影響を及ぼすが如き場合に於ては、該外國人に對して過去を命じ、或は必要により追放をも爲し得るものなることも、國家の有する當然の權利である。

然し問題は、共產主義者同盟なる一團體が、國家機關なりや否やによつて決せられるのではない。共產主義者同盟が如何なる性質を有するにもせよ。革命思想喧傳の如き國際法上の不法行爲を爲す團體たる以上は、ソヴェット聯合自身が國內的立法により、かゝる不法行爲を抑壓すべき義務を負ふのである。何となれば、國際團體に屬する諸國は國際法上の義務に違反せざる様に、自國の立法及び組織を組立つべき義務を負担するが故である。

第三章 外國貿易の獨占 (Das Aussenhandelsmonopol)

こゝに於ては、ソヴェット聯合が、總ての財産の私有を

禁じて、總ての生産要具を國家に集中し、かゝる組織の下に於ては、對外貿易も私人の手を離れて、國家がこれを獨占して行ふことゝなるのは當然であつて、これが爲に、從來國際生活に現れなかつた新規現象を生ずに至つた。これ等の新現象に對し、これを現行國際法上の原則より觀察したものである。

第一に於ては、この貿易獨占の結果、外國との交渉の必要上、通商代表 (Handelsvertreter) を外國に送る。この通商代表は、國際法上如何なる性質を有するものであるか？ 即ち、これ等代表は、國家の外交使節としての特權を享有し得べきものなるや否やの點が問題である。この問題を研究する爲に、國際法に所謂國家の代表の性質を論じて、國家の外交使節は、其本質的な特色として、それ等の任務は國家の國際的な、國際法的な關係を遂行するに在り、外交使節は、國家の外交政策の機關である。然るに、現行の國際法は、自國の商業を代表するが爲の、特別な常設の國家の公的な機關を認めない。然るに、ソヴェット共和國の

法律、即ち一九二三年十一月十二日の外國貿易に關する規則、第二十三條によれば、「外國に在るソヴェット共和國の

通商代表は、外國貿易の爲の國家機にして、同時に、外國に於けるソヴェット共和國の全權代表の一部をなし、これに所屬するものである」として、外交代表者の資格を有すべきものなることを明言してゐるのである。これもとよりソヴェット共和國の國法に過ぎないのであつて、この規定あるが故に、他國が、これに拘束さるゝ理由なきは當然のことであつて、一國の意思を以て、國際法上の一般原則を改變し得ないことも亦謂ふを俟たない。かくの如きソヴェット共和國の規定あるにも拘らず、通商代表を他の外交使節と法律上同一の取扱ひをなすを得ないことは、前述の論據によつて明かなるところである。

そこで著者は、ソヴェット共和國と他の諸國との間に締結せられた個々の通商條約を検討して、それ等の條約中に於て、通商代表に關して部分的特權を認めたものがあるが、この特權は、所謂條約に基く特權であつて、國際法上當然

に主張し得るところの、所謂國際法上の特權ではないことを明かにしてゐる。

なほ亦、通商代表の性質が如何なるものなるにもせよ、通商代表が、その滞在國との貿易の爲に、外國に運搬した所の品は、國家の所有に屬するところの品、即ち國有品である。かゝる國家の所有物に對して、換言すれば、貿易上生じた種々の法律的な問題に對して、その營業者たるソヴェット共和國を訴へ得るや否やの問題がある。勿論この點に關しては、學說の岐るところであつて、積極、消極の二個の解釋が容れられ得るが、吾々は、このソヴェットの場合の實際的必要に直而して、國家が營利を目的とする私的企業に従事する場合には、これを私人と同一の地位に置き、他國の裁判權の下に立たしむる說の實際に適することを痛感するものである。のみならず、ソヴェット共和國と諸國との條約中に於ても、これを認めてゐる（例へばドイツとの條約第七條等）。

この章の最後に於て論じられてゐるのは、關稅の決定問

題である。ソヴェットは、外國との關稅に關して、二個の形式を採つてゐる。その一は、所謂「最惠國待遇 *Meistbegünstigung*」を規定するものと、他は個々の關稅率について協定をなすもの、即ち關稅の最高率について規定をなしたものである。資本主義諸國との間の、この關稅の作用、社會主義國との間の商業取引に於ける、この關稅の有效性、國家的經濟機關と關稅、最少輸入額、一九二七年十月一日ソヴェット・ベルシヤ條約に於ける輸入額の問題等に關して論じてある。

以上によつて知る如く、本書を一貫する目的は、現行國際法の觀點に基き、ソヴェット共和國なる特殊の國家組織より當然に生ずる現象、又はかゝる國家の當局者が自國の利益の爲に主張せらるゝところのものの批判である。(前原)

(一九三三・一)